

認証の詳細

<トレッキング用ポール>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 2. 穴あけ加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 3. 溶接加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 4. 研磨加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 5. 合成樹脂成形設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 6. 縫製加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 7. 防せい処理加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る） 8. 組立設備	1. 適切に切断加工ができること。 2. 適切に穴があけられること。 3. 適切に溶接加工ができること。 4. 適切に研磨加工ができること。 5. 適切に合成樹脂成型加工ができること。 6. 適切に縫製加工ができること。 7. 適切に防せい処理加工ができること。 8. 適切に組立ができること。
<p>ただし、合成樹脂成形加工設備、縫製加工設備及び防せい加工設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める</p>	

者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。	
----------------------------	--

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造確認設備	1. 寸法測定設備及び成形の不良により強度の低下を招く恐れのある欠点について切断して確認できる設備を備えていること。
2. 伸縮機構の滑り試験設備 (伸縮機構を有するものを製造する場合に限る)	2. 次に示す設備を備えていること。 (1) シャフトの軸方向に対し 300N の押し込み力を加える設備 (2) 2Nm 及び 1Nm のトルクで、シャフトを締め付ける及び緩ませる操作ができる設備(回転摩擦式のものを製造する場合に限る) (3) カムレバーの指掛かり位置に、250N の力を加えることができる設備(カムレバー式のものを製造する場合に限る)
3. ストラップ取付強さ試験設備	3. ストラップを 350N の力で引っ張ることができる設備を有していること。
4. バスケットの取付強さ試験設備	4. バスケットを 750N の力で押し込むことができる設備を有していること。
5. シャフトの軸方向圧縮力試験設備 ただし、伸縮機構の滑り試験、ストラップの取付強さ試験、バスケットの取付強さ試験、シャフトの軸方向圧縮力試験	5. 次に示す設備を備えていること。 (1) シャフトの最大長さに調節し、軸から 10mm 離れた箇所軸方向に 400N の力を加えることができる設備。 (2) シャフトの最大長さに調節し、軸から 10mm 離れた箇所軸方向に 600N の力を加えることができる設備及びシャフト全長の 3/4 までシャフトが荷重方向に変位したことを測定できる設備(A 形のものを製造する場合に限る)

<p>験については、試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p> <p>また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。</p>	
--	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
形式	(1) A形のもの (2) B形のもの
シャフトの材質	(1) アルミニウム合金製のもの (2) 繊維強化プラスチック製のもの (3) その他のもの
シャフトの段数	(1) 2段式のもの (2) 3段式のもの (3) その他のもの
伸縮機構の構造	(1) 回転摩擦式 (2) ラチェット式 (3) カムレバー式 (4) (1)～(3)を組み合わせたもの (5) その他のもの
バスケットの有無	(1) 有り (2) 無し
ストラップの有無	(1) 有り (2) 無し

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式) ※ 外国からの送金時は、税抜の手数料です。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人 日本文化用品安全試験所 ・ 型式確認試験手数料 ・ 伸縮機構のないもの 29,700 円 /型式 (税抜 27,000 円/型式) ・ 伸縮機構が回転摩擦式のもの又はカムレバー式のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構が 1 箇所あたり 16,500 円 (税抜 15,000 円) 加算 ・ ラチェット式のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構が 1 箇所あたり 8,800 円 (税抜 8,000 円) 加算 ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構試験費実費を加えた額 	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 なお、委託検査機関に検査試料を送付する際は、型式確認申請の表紙のコピーを同封して下さい。
一般財団法人 ボーケン品質 評価機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮機構のないもの 25,960 円/型式 (税抜 23,600 円) /型式 ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式のもの 	

	<p>伸縮機構のないものの額に伸縮機構が1箇所あたり8,800円(税抜8,000円)加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 伸縮機構がラチェット式のもの <p>伸縮機構のないものの額に伸縮機構が1箇所あたり5,500円(税抜5,000円)加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの <p>伸縮機構のないものの額に伸縮機構試験費実費を加えた額</p>	
一般財団法人 化学研究評価 機構	<ul style="list-style-type: none"> 伸縮機構のないもの 23,760円/型式(税抜21,600円) 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式のもの 伸縮機構が1箇所の場合32,560円(税抜29,600円)、伸縮機構が一箇所追加毎に8,800円(税抜8,000円)加算 ラチェット式のもの 伸縮機構が1箇所の場合29,920円(税抜27,200円)、伸縮機構が一箇所追加毎に6,160円(税抜5,600円)加算 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの 23,760円/型式(税抜21,600円)に伸縮機構試験費実費を加えた額 	

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL : (072) 968-2226 FAX : (072) 968-2221	3個／型式 ※伸縮機構 の数又は構造によっ ては、試料は4 個以上になる 場合があります。
	一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜大阪生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL : (06) 6577-0124 FAX : (06) 6577-0126	
	一般財団法人化学研究評価機構 ＜高分子試験・評価センター＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 TEL : (06) 6788-8134 FAX : (06) 6788-7891	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より3年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付 します。

	<p>台紙の寸法は 9mm×30mm です。 最小交付単位は 10 枚です。</p> <div data-bbox="719 383 1206 528" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、Web からログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="799 952 1129 1196" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 5.0mm 以上です。 ・ 色彩：二色又は単色とする。 <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>

表 8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
------	-----	-----

製品安全協会	<p>33 円/個 （税抜 30 円/個）</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
--------	---	--

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

申請 窓口	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	ロット 認証の 申請先	<p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL : (03) 3829-2515 FAX : (03) 3829-2549</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL : (072) 968-2226 FAX : (072) 968-2221</p>
申請 窓口	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	ロット 認証の 申請先	<p><大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL : (06) 6577-0124 FAX : (06) 6577-0126</p> <p>毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問合せ下さい。なお、要する費用は国内の場合と同じです。 上海愛麗服装検査修理有限公司（中国）、常州市波肯紡織檢測有限公司（中国）、青島紡検有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd、Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd、Hangzhou Branch（中国）、財団法人 F I T I 試験研究院（韓国）、PT. SGS INDONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS（Thailand） Limited（タイ）</p>
		<p><東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL : (03) 5669-1382 FAX : (03) 5669-1387</p>
		<p><名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL : (052) 231-2700 FAX : (052) 231-6006</p>

		<岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL : (086) 231-2700 FAX : (086) 231-0050
申請 窓口		一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター
	ロット 認証の 申請先	<大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL : (06) 6788-8134 FAX : (06) 6788-7891
		<東京事業所> 〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 TEL : (03) 3527-5115 FAX : (03) 3527-5116

表 1 1 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
----	-----	-----

<p>一般財団法人日本文化用品安全試験所</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮機構のないもの 29,700円 / 型式（税抜 27,000円/型式） ・ 伸縮機構が回転摩擦式のもの又はカムレバー式のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構が1箇所あたり16,500円（税抜15,000円）加算 ・ ラチェット式のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構が1箇所あたり8,800円（税抜8,000円）加算 ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構試験費実費を加えた額 <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 33円/個（税抜30円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <p>160以下： 7,700円（税抜7,000円）</p> <p>161～650： 12,100円（税抜11,000円）</p> <p>651～1,600： 16,500円（税抜15,000円）</p> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p>
--------------------------	--	----------------------------------

<p>一般財団法人ボ ーケン品質評価 機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と 同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮機構のないもの 25,960 円/型式（税抜 23,600 円）/型式 ・ 伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式 のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構が1 箇所あたり 8,800 円（税抜 8,000 円）加算 ・ 伸縮機構がラチェット式のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構が1 箇所あたり 5,500 円（税抜 5,000 円）加算 ・ 伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又は ラチェット式以外のもの 伸縮機構のないものの額に伸縮機構試験 費実費を加えた額 <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>④ 33 円/個（税抜 30 円/個）</p> <p>⑤ ロットの大きさ毎の額</p> <p>160 以下： 11,000 円（税抜 10,000 円）</p> <p>161～650： 14,300 円（税抜 13,000 円）</p> <p>651～1,600： 16,500 円（税抜 15,000 円）</p> <p>③同等性検査に要する旅費（委託検査機関の 規程に基づく額）</p>	<p>委託検査機関が案内する 方法によりお支払い願ひ ます。</p>
-----------------------------------	---	--

<p>一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伸縮機構のないもの 23,760 円/型式（税抜 21,600 円） ・伸縮機構が回転摩擦式又はカムレバー式のもの 伸縮機構が1箇所の場合 32,560 円（税抜 29,600 円）、伸縮機構が一箇所追加毎に 8,800 円（税抜 8,000 円）加算 ・ラチェット式のもの 伸縮機構が1箇所の場合 29,920 円（税抜 27,200 円）、伸縮機構が一箇所追加毎に 6,160 円（税抜 5,600 円）加算 ・伸縮機構が回転摩擦式、カムレバー式又はラチェット式以外のもの 23,760 円/型式（税抜 21,600 円）に伸縮機構試験費実費を加えた額 <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 33 円/個（税抜 28 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <p>160 以下： 6,600 円（税抜 6,000 円）</p> <p>161～650： 11,000 円（税抜 10,000 円）</p> <p>651～1,600： 15,400 円（税抜 14,000 円）</p> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。</p>
--	--	----------------------------------

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
------	------

<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。</p> <p>台紙の寸法は9mm×30mmです。</p> <div data-bbox="719 427 1206 577" data-label="Image"> </div> <p>図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者はSGラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図2に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="799 999 1129 1245" data-label="Image"> </div> <p>図2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。 ・ 色彩：二色又は単色とする。 <p>※ 図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>自社表示する場合、SGマーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第4条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。</p> <p>WEB - OneDrive (sharepoint.com)</p>

【作成・改正履歴】

2021/6/1：新規作成